主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

被告人本人の上告趣意は、事実誤認の主張であつて、適法な上告理由にあたらない。

弁護人石川利男の上告趣意第一点は、判例違反をいうが、所論引用の大審院判例は、すでに当裁判所の判例(昭和二四年(れ)第二八五二号同二五年二月二四日第二小法廷判決、刑集四巻二号二五五頁)によつて変更されているものであり、同第二点も、判例違反をいうが、所論引用の当裁判所の判例は、事案を異にして本件に適切でないから、いずれも適法な上告理由にあたらない。

また、記録を調べても、刑訴法四一一条を適用すべきものとは認められない。 よつて、同法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項本文により、裁判官全 員一致の意見で、主文のとおり決定する。

## 昭和四三年四月二四日

## 最高裁判所第二小法廷

裁判	長裁判官	奥	野	健	_
	裁判官	草	鹿	浅 之	介
	裁判官	城	戸	芳	彦
	裁判官	石	田	和	外
	裁判官	色	Ш	幸太	郎